いなべ市緊急通報装置設置事業要綱

（目的）

第１条　この事業は、在宅の高齢者等が、急病時や災害時に迅速かつ適切な対応が図れるよう、緊急通報装置を貸与することにより、在宅福祉の向上に資することを目的とする。

（実施主体）

　第２条　この事業の実施主体はいなべ市社会福祉協議会とする。

（対象者）

　第３条　この事業の利用対象者（以下「利用対象者」という。）は、いなべ市に住所を有し、おおむね７５歳以上の単身、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障がい者とする。

２　前項に規定する利用対象者は、突発的に危険な症状が発生する持病を有し、次の各号のすべてに該当する者とする。

　　（１）継続的な見守りが必要であること

　　（２）非課税世帯であること

　　　　（３）身寄りがないこと

　　３　第１項に規定する「いなべ市に住所を有し」とは、いなべ市に住民登録があり、かつ居住していることを示す。

（緊急通報装置の貸与）

　第４条　いなべ市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）は、ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を無償で貸与するものとする。

　　２　前項の規定による貸与の期間は、緊急通報装置を貸与した日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が終了する日までに、貸与取消しの決定を行わないときは、引き続き貸与するものとする。

（貸与の申請）

　第５条　緊急通報装置の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、いなべ市緊急通報装置貸与申請書（様式第１号）により、会長に申請するものとする。

（貸与の決定）

　第６条　会長は、前条の規定によりいなべ市緊急通報装置貸与申請書を受理したときは、専門職で構成される機関にて申請内容を審査し、いなべ市緊急通報装置貸与決定（却下）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（誓約書の提出）

　第７条　前条の規定による貸与決定の通知を受けた者（以下「利用者」という。）は、速やかに誓約書（様式第３号）を会長に提出しなければならない。

（利用の制限）

　第８条　利用者は、緊急通報装置の現状を変更又は転貸、もしくは緊急通報装置事業以外の目的に利用してはならない。

　　２　利用者は、緊急通報装置を損傷又は亡失したときは、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。この場合において、当該損傷又は亡失が利用者の責めにあるものであるときは、当該利用者はその損害を賠償しなければならない。

（登録内容の変更）

　第９条　利用者は、申請時の登録内容に変更があった場合は、速やかにいなべ市緊急通報装置登録変更届（様式第４号）により会長に届け出なければならない。

（利用の休止）

　第１０条　会長は、利用者が入院等により不在となった場合は、緊急通報装置の利用を休止することができる。

　　２　利用者は、３０日以上不在となるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

（利用の再開）

　第１１条　利用者は前条の規定により申し出た内容が変更となり、利用休止前の状況に復したときは、その旨を会長に申し出なければならない。

（貸与資格の喪失）

　第１２条　申請者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、いなべ市緊急通報装置貸与資格喪失届（様式第５号）により、会長に届け出なければならない。

　　　　（１）ひとり暮らし高齢者等でなくなったとき

　　　　（２）入院等により６ヵ月以上休止の場合

　　　　（３）施設等へ入所もしくはいなべ市外へ転出した場合

（貸与の取り消し）

　第１３条　会長は、前条の規定によりいなべ市緊急通報装置設置貸与資格喪失届を受理したときは、緊急通報装置の貸与を取り消すものとし、いなべ市緊急通報装置貸与取消通知書（様式第６号）により、申請者に通知するものとする。

（関係機関との連携等）

　第１４条　会長は、この事業を円滑に運営するため、民生委員児童委員及び介護支援専門員並びに消防署等の関係機関と密接な連携を保つとともに、民間の関係団体等の協力を得るよう努めるものとする。

（台帳等の整備）

　第１５条　会長は、この事業の実施状況等を把握するため、いなべ市緊急通報装置事業利用者台帳（様式第８号）を整備しておくものとする。

（雑則）

　第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に会長が定める。

　附則

（施行期日）

　　　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

　　　令和３年１月１日一部改正